

京都府公立大学法人教職員給与規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第 15 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第 3 号。以下「就業規則」という。）第 22 条に規定する教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間 京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第 3 条から第 6 条までに規定する勤務時間をいう。
- (2) 給料 教職員の正規の勤務時間による勤務に対しこの規程の規定によって支給する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（第 22 条第 3 項及び第 4 項の規定による手当を含む。第 14 条及び第 37 条において同じ。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いた全額をいう。
- (3) 週休日 正規の勤務時間を割り振らない日をいう。
- (4) 祝日法に基づく休日 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- (5) 年末年始の休日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）をいう。

(法令との関係)

第 3 条 教職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

(適用範囲)

第 4 条 この規程は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に常時勤務する教職員に適用する。

第 2 章 給与

第 1 節 給料

(給料)

第 5 条 教職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表等)

第 6 条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 (別表第 1)
- (2) 教育職給料表 (別表第 2)
- (3) 医療職給料表 (別表第 3)
- (4) 看護職給料表 (別表第 4)
- (5) 現業職給料表 (別表第 5)
- (6) 指定職給料表 (別表第 6)

2 前項に規定する各給料表の適用範囲は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事務職給料表は、他の給料表の適用を受ける教職員以外の教職員に適用する。
- (2) 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である教職員に適用する。
- (3) 医療職給料表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、

理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士である教職員に適用する。

- (4) 看護職給料表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である教職員に適用する。
 - (5) 現業職給料表は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第29条に規定する職員に相当する教職員に適用する。
 - (6) 指定職給料表は、学長である教職員及び京都府立医科大学附属病院の病院長である教職員に適用する。
- 3 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7のとおりとする。

第7条 指定職給料表の適用を受ける教職員の給料月額は、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じて理事長が定める号級の額とする。

（教職員の職務の級の決定及び初任給の基準等）

第8条 教職員の職務の級ごとの定数は、予算の範囲内で、かつ、別表第7に定める教職員の職務の分類の基準に適合するように、法人が設定し、又は改定する。

- 2 教職員の職務の級は、前項の教職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。
- 3 新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準の定めに従い決定する。
- 4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける教職員が他の給料表の適用を受けることになった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における教職員の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

第9条 削除

（短時間勤務教職員の給料月額）

第10条 就業規則第33条の規定により採用された教職員（以下「定年前再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務教職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務教職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- 2 京都府公立大学法人教職員の育児休業・介護休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第13条に規定する育児短時間勤務の教職員（以下「育児短時間勤務教職員」）の給料月額は、第6条から第8条まで及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に算出率を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の給料月額とする。

（昇給の基準）

第11条 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い、毎年1月1日に、同日前の期間で理事長が別に定めるものにおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）とすることを標

準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

- 3 55歳以上の教職員のうち初任給、昇格、昇給等の基準で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する教職員に関する第1項の規定による昇給は、当該教職員が同項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、この場合における昇給の号給数は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。
- 4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

第11条の2 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員の職に比して著しく特殊な教職員の職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料の調整額を定めることができる。

(給料の支給方法等)

第12条 給料は、月の初日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、その月の16日とし、その日が祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは15日とし、15日が日曜日又は土曜日に当たるときは14日とする。ただし、支給日が14日となる場合であって、その日が土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に基づく休日又は日曜日でない日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払を請求した場合には、前項の支給日前においても速やかにその日までの給与を支給しなければならない。

第13条 新たに教職員となった者及び新たに給料の支給を受ける事由の生じた教職員には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が即日教職員になった場合には、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 教職員が離職した場合には、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月若しくは前条第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 手当

(手当の種類)

第14条 教職員には、給料のほか、この節に定めるところにより、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 在宅勤務等手当
- (7) 特殊勤務手当
- (8) 特地勤務手当
- (9) 時間外勤務手当
- (10) 宿日直手当
- (11) 管理職員特別勤務手当

- (12) 夜間勤務手当
- (13) 休日勤務手当
- (14) 管理職手当
- (15) 初任給調整手当
- (16) 期末手当
- (17) 勤勉手当
- (18) 退職手当

(扶養手当)

- 第15条** 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務9級以上教職員等」という。）に対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出等)

- 第16条** 新たに教職員となった者に扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があるとき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）。
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）。
- 2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が教職員となった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（事務9級以上教職員等にあ

っては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族(事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じたとき。
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族(事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至ったとき。
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある事務9級以上教職員等が事務9級以上教職員等以外の教職員となったとき。
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務8級教職員等が事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等以外の教職員となったとき。
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で事務9級以上教職員等以外のものが事務9級以上教職員等となったとき。
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等以外のものが事務8級教職員等となったとき。
- (7) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となったとき。

(地域手当)

第17条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、京都市、南丹市、相楽郡精華町及び与謝郡与謝野町(以下「支給地域」という。)に在勤する教職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、京都市にあつては100分の9.4を乗じて得た額、相楽郡精華町にあつては100分の4.4を乗じて得た額、南丹市及び与謝郡与謝野町にあつては100分の3.2を乗じて得た額とする。

3 教育職給料表の適用を受ける教職員のうち、与謝郡与謝野町に在勤する教職員には、前2項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額を地域手当を支給する。

4 支給地域に在勤する教職員がその在勤する地域を異にして異動した場合(これらの教職員が当該異動の日の前日に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)において、当該異動の直後に在勤する地域に係る支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合(別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき又は当

該異動直後に在勤する地域が支給地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該教職員には、前3項及びこの項の規定による地域手当の支給割合以上の割合による地域手当を支給される期間を除き、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 5 地方公務員、国家公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が府若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める者に使用される者（以下「地方公務員等」という。）であった者が、引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

第18条 住居手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人から貸与された教職員公舎を使用し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）
 - (2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員（以下「単身赴任手当受給教職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（教職員公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第1号又は第2号のいずれかに掲げる教職員のうち第3号に掲げる教職員でもある者の住居手当については第1号又は第2号のいずれかの規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額及び第3号の規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額の合計額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万3,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額に相当する額
 - (2) 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万3,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万9,000円を超えるときは、1万9,000円）を1万1,000円に加算した額に相当する額
 - (3) 前項第2号に掲げる教職員 前2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員で別に定めるもの以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、2,600円（自転車以外の交通の用具を使用することを常例とする教職員の場合において、通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに620円を2,600円に加算した額とし、その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円とする。）に支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額
 - (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額、運賃等相当額又は前号に定める額
 - 3 前項の場合において、同項各号に定める額を支給単位期間で除して得た1箇月当たりの額が6万円を超えるときは、同項に規定する通勤手当の額は、支給単位期間につき、当該1箇月当たりの額と6万円との差額の2分の1を6万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
 - 4 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生じることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。第1号において単に「住居」という。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額を超えるときは、支給単位期間につき、それぞれその額に支給単位期間の月数を乗じて得た額
 - ア 住居が京都府の区域内にある場合 3万円
 - イ アに掲げる場合以外の場合 2万円
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
 - 5 前項の規定は、採用の事情等を考慮して別に定める者であった者から引き続き就業規則の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。
 - 6 通勤手当を支給される教職員につき、就業場所を異にする異動、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別

に定める額を支給し、又は返納させるものとする。

- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までを単位として別に定める期間をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

- 第20条** 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、3万円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 地方公務員等であった者から引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(在宅勤務等手当)

- 第20条の2** 住居その他これに準じるものとして理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、理事長が別に定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。
- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

- 第21条** 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する教職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額及び支給方法は、別に定める。

(特地勤務手当)

- 第22条** 府立大学生命環境学部附属演習林大野演習林（以下「特地事業所」という。）に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。
- 2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の8を乗じて得た額とする。
 - 3 教職員が就業場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動直後に在勤する就業場所が特地事業所に該当するときは、当該教職員には、別に定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者にあつては、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分

の4を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 4 新たに特地事業所に該当することとなった就業場所に在職する教職員のうち、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、別に定めるところにより、同項の規程に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第23条 時間外勤務手当は、教職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間以外の時間において勤務した全時間に対して支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合(その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第27条第1項の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 3 育児短時間勤務教職員及び定年前再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 4 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務(第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。)に対する第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第2項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の150」とする。

- 5 勤務時間等規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第2項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第4項の規定により読み替えられた第2項及び前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 7 第1項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、教職員が勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ同規程第4条第2項又は第3項の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられたとき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間中の全時間(育児短時間勤務教職員及び定年前再雇用短時間勤務教職員にあっては、別に定める時間を除く。)に対して支給する。

- 8 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

- 9 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務(第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。)に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の50」とする。

- 10 勤務時間規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該

時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第8項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(宿日直手当)

第24条 宿日直手当は、教職員が宿日直勤務を命じられたとき、当該勤務に対して支給する。

- 2 宿日直手当の額は、その勤務1回について、5,300円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては2万1,000円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,400円)を超えない範囲内において別に定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、7,950円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては3万1,500円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては1万1,100円)を超えない範囲内において別に定める額とする。
- 3 第1項の勤務は、前条第1項、第26条第1項及び第27条第1項の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第28条第1項の規定により別に指定する職にある教職員(以下「管理職員」という。)又は指定職給料表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等(週休日又は祝日法に基づく休日(勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法に基づく休日等」という。))若しくは年末年始の休日(勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))のいずれかに該当する日をいう。次項において同じ。)に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした教職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)
 - ア 管理職員 1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額
 - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 アの別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

第26条 夜間勤務手当は、教職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられたとき、その間に勤務した全時間に対して支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25とする。

(休日勤務手当)

第27条 休日勤務手当は、教職員が祝日法に基づく休日等(勤務時間等規程第4条第1項及び第3項の規定により毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあつては、祝日法に基づく休日と同項及び同規程第5条の規定による週休日に当たるときは、別に定める日)及び年末年始の

休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。これらの日に準じるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

- 2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第28条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち別に指定する職にある者に、その職務の特殊性に基いて支給する。

- 2 管理職手当の月額、前項に規定する者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25の範囲内で別に定める。

(初任給調整手当)

第29条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額5万1,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第32条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(休職者の給与に関する規程第2条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5(管理職員のうち別に定める者(以下「特定管理職員」という。))にあっては100分の102.5、指定職給料表の適用を受ける教職員にあっては100分の65)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 定年前再雇用短時間勤務教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額。次項及び第33条第3項において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 事務職給料表の適用を受ける教職員のうちその職務の級が3級以上で別に定める教職員、同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるもの並びに指定職給料表の適用を受ける教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給

料月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当の支給制限)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第34条第1項の規定により解雇された教職員(同項第1号に該当して解雇された教職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差し止め)

第32条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。一時差止処分を取り消す場合も、同様とする。
- 3 前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を京都府公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の

支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

- 第33条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前において理事長が別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定管理職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額
 - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務教職員 当該定年前再雇用短時間勤務教職員の勤勉手当基礎額に、100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
 - 4 第30条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条第3項」と読み替えるものとする。
 - 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第31条中「前条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

第34条 削除

(育児休業をしている教職員に対する期末手当等の支給)

- 第35条** 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に就業規則第17条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(特定の教職員についての適用除外)

- 第36条** 第15条、第16条、第18条、第21条、第23条、第24条及び第26条から第29条までの規定は、

指定職給料表の適用を受ける教職員には、適用しない。

2 第23条、第26条及び第27条の規定は、管理職員には、適用しない。

3 第8条第3項及び第4項、第11条、第15条、第16条、第17条第3項から第5項、第18条、第22条並びに第29条の規定は、定年前再雇用短時間勤務教職員には、適用しない。

(扶養手当等の支給方法)

第37条 扶養手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定める。

第3節 補則

(給与の減額)

第38条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務しない1時間について、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 祝日法に基づく休日等及び年末年始の休日等の場合には、その日

(2) 勤務時間等規程第13条の2の規定により指定された時間、同規程第17条に規定する年次休暇、同規程第20条に規定する病気休暇及び同規程第22条に規定する特別休暇の場合には、その期間

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教職員に支給すべき給与の額から減額しないことについて正当な事由があるものとして別に定める場合には、その定める期間

(勤務1時間当たりの給与額)

第39条 この規程に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(短時間勤務教職員にあっては、7時間45分にその者の勤務時間を勤務時間等規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

第4節 給与の特例

第40条 削除

(休職者の給与)

第41条 就業規則第18条の規定により休職にされた教職員に対しては、就業規則第21条第2項により休職者の給与に関する規程の定めるところによる給与のほかは、支給しない。

2 就業規則第18条第5号の規定により休職にされた教職員に対しては、休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

第5節 退職手当

第42条 退職手当は、教職員が退職したときに、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対して支給する。

2 退職手当の種類、支給額及び支給方法は、別に定める。

第6節 口座振込みの方法による給与の支給

(給与の口座振込み)

第43条 給与は、教職員から申出があるときは、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

第3章 雑則

(京都府からの派遣職員の特例)

第44条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定により京都府から派遣された教職員の給与は、前各条の規定にかかわらず、京都府職員の例によるものとする。

(施行について必要な事項)

第45条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第46条 特別の事情によりこの規程の規定により難い場合は、理事長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置等)

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者及び平成25年3月31日において京都府組織規程(昭和30年京都府規則第32号)第120条に規定する京都府立与謝の海病院に京都府職員として勤務し、引き続き平成25年4月1日付けで法人の教職員となった者(以下「承継教職員等」という。)の給料及び諸手当については、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)、職員の退職手当に関する条例(昭和31年京都府条例第30号)その他京都府職員に適用される給与に関する規定の例によるものとする。

3 平成20年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員(承継教職員等を除く。)について、採用の事情等を考慮して、承継教職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、承継教職員等に準じて、給料を支給する。

(平成22年3月31日までの間における昇給及び地域手当に関する特例)

4 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第11条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
第17条第1項	及び相楽郡精華町	、南丹市及び相楽郡精華町
第17条第2項	相楽郡精華町にあっては100分の3	南丹市及び相楽郡精華町にあっては100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合

(管理職員の給料月額の特例)

5 第28条第1項の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、第6条から第11条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下「基礎額」という。)から基礎額に100分の1.5(事務9級以上教職員等にあつては、100分の2)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

(指定職給料表の適用を受ける教職員の給料月額の特例)

6 第6条第1項第6号の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、給与規程第7条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する

規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

(看護職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の特例)

- 7 第29条の規定にかかわらず、令和4年10月1日から令和6年5月31日までの間、看護職給料表が適用される職員（看護部長の職にあって、事務職給料表が適用される職員を含む。）に対して、初任給調整手当として月額11,100円を支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合（年次休暇及び勤務時間等規程別表第2の12の項の特別休暇を除く。）は、支給しない。

(60歳超職員の給料月額7割措置)

- 8 当分の間、職員（教員以外の教職員をいう。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該職員が60歳（庁中警備、用庁務、看護業務補助その他の労務に従事する職員にあっては63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。）とする。
- 9 育児短時間勤務教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 10 附則第8項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 任期を定めて採用される職員
 - (2) 京都府公立大学法人教職員定年規程（以下「定年規程」という。）第3条第1項又は第2項により勤務している職員（定年退職日において附則第8項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - (3) 定年規程第6条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

- 11 定年規程第4条第1項の規定により他の職への降任等をされた職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該他の職への降任等をされた日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定による給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 13 附則第11項の規定による給料を支給される職員に対する第30条第5項(第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第30条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第11項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則 (規程第15-1号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (規程第15-2号)

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第30条第2項及び第3項並びに第33条第2項の規定の適用については、臨時の措置として、第30条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の75」とあるのは

「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、第33条第2項第1号ア中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同号イ中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

- 2 この規程は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年京都府条例第23号）の施行の日から施行する。

附 則（規程第15-3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日の属する月の翌日の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、規程第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、休職者の給与に関する規程第2条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの教職員以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象教職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象教職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（第20条第2項に規定する別に定める額を除く。）、特勤勤務手当、管理職手当及び初任旧調整手当の月額合計額に100分の0.06を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の別に定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
事務職給料表	1 級	1 号給から 56 号給
	2 級	1 号給から 24 号給
	3 級	1 号給から 8 号給
教育職給料表	1 級	1 号給から 32 号給
	2 級	1 号給から 12 号給
医療職給料表	1 級	1 号給から 52 号給
	2 級	1 号給から 32 号給
	3 級	1 号給から 16 号給
	4 級	1 号給から 4 号給
看護職給料表	1 級	1 号給から 56 号給
	2 級	1 号給から 40 号給
	3 級	1 号給から 16 号給
	4 級	1 号給から 4 号給

- （2）平成21年6月1日において減額改定対象教職員であった者（採用の事情を考慮して別で定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額
- （3）前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（規程第 15-4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-5 号）

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-6 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整）
- 2 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない教職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成 22 年 1 月 1 日において規程第 11 条第 2 項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める教職員の平成 23 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第 2 項の規定による号給に応じた」とする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（規程第 15-7 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-8 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
（住居手当の経過措置）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第 18 条第 1 項第 2 号又は第 4 号に該当する職員の住居手当については、施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。この場合において、同条第 2 項第 4 号中「3,600 円」とあるのは「700 円」と、同項第 6 号中「1,800 円」とあるのは「300 円」とする。
（施行日における号給の調整）
- 3 教職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成 21 年 1 月 1 日において、改正前の規程第 11 条第 1 項の規定により昇給した教職員の施行日における号給は、この項の規定の適用がないとした場合の同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第 15-9 号）

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-10 号）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（特地勤務手当の経過措置）
- 2 規程第 22 条第 2 項の 100 分の 8 は、平成 26 年 3 月 31 日までの間は 100 分の 8、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間は 100 分の 6.8、同年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間は 100 分の 5.6、同年 4 月 1 日以降は 100 分の 4 とする。

附 則（規程第 15-11 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の経過措置)

- 2 その職務の級が4級である職員のうち、この規程による改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程第6条第1項第5号に定められた給料表の適用を受けていた職員に対する改正後の第6条第1項第5号で定める給料表(以下「新給料表」という。)の適用については、平成30年3月31日までの間に限り、新給料表の再雇用職員以外の職員の欄の職務の級の4級に142号給から161号給までの号給があるものとし、それぞれの号給とその1号給下位の号給との差額が、それぞれの号給の1号給下位の号給とその1号給下位の号給との差額と同じ額となるようにそれぞれの号給の給料月額が定められたものとする。

附 則 (規程第15-12号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第36条第3項の改正規定、附則第3項及び第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第19条第2項第2号、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成26年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

(平成27年4月1日における号給の調整)

- 3 教職員(施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く)のうち、平成20年1月1日において職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)第6条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成27年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第3項の規定による号給に応じた」とする。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

附 則 (規程第15-13号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (規程第15-14号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月11日から施行する。ただし、第17条第3項、第19条第4項、第20条第2項、第25条第1項から第4項まで及び別表第1から第6までの規定並びに附則第5項から第11項までの規定は平成28年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。
- 2 第29条第1項の規定並びに附則第12項及び附則別表第1から第6までの規定は平成27年4月1日(次項及び附則第4項において「適用日」という。)から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(適用日等における号給の調整)

- 4 教職員(適用日において、その職務の級における最高の号給を受けていた教職員(京都府公立大学法人教職員給与規程(規程第15-12号(以下「平成26年改正規程」という。))附則第3項の規定による号給を受けたことにより最高の号給を受けることとなった教職員を含む。)及び指定職給料表の適用を受けていた教職員である者を除く。)のうち、平成19年1月1日において第11条第1項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の適用日(適用日以後にその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員にあっては、適用日及び当該異動の日。以下この項において「適用日等」という。)における号給については、

附則第14項の規定による改正前の平成26年改正規程附則第4項の規定がなおその効力を有することとした場合において、同項中「教職員（平成28年4月1日において除外教職員」とあるのを「教職員（平成27年4月1日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員（前項の規定の適用を受けることにより同日において最高の号給を受けることとなる教職員を含む。）及び指定職給料表の適用を受ける教職員」と、「平成28年4月1日」とあるのを「平成27年4月1日」と、「この項」とあるのを「前項の規定にかかわらず、この項」と読み替えて同項の規定が適用日に適用されていたとしたならば、その者が適用日等において受けることとなった号給となるよう、必要な調整を行うことができる。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けるべき給料月額に達しないこととなるもの（別に定める教職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される教職員に関する第10条及び第30条第5項（第33条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「給料月額は」とあるのは「給料月額と経過措置給料額（京都府公立大学法人教職員給与規程（規程第15-14号）附則第6項から附則第8項までの規定による給料の額をいう。以下同じ。）との合計額は」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額に」と、第10条第2項及び第30条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」とする。
- 10 附則第6項から附則第8項までの規定による給料のほか、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年京都府条例第2号）附則第15項の規定による改正後の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第14項から附則第16項までの規定による給料を支給される教職員に関する前項の規定の適用については、「経過措置給料額（）」とあるのは、「経過措置給料額（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）附則第14項から附則第16項まで及び）」とし、平成17年改正条例附則第17項の規定は、適用しない。

（平成30年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

- 11 平成30年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、「100分の9.4」とあるのは「100分の9.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の4.4」とあるのは「100分の4.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の3.2」とあるのは「100分の3.2を超えない範囲内で別に定める割合」とする。
- 12 第18条第2項第3号の規定の平成28年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万8,000円」と、平成29年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万9,000円」とする。
- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。

（平成26年改正規程の一部改正）

- 14 平成26年改正規程の一部を次のように改正する。
附則第4項を削り、附則第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第4項とする。

附 則（規程第 15-15 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条及び第 16 条の規定並びに附則第 3 項から第 5 項までの規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 29 条第 1 項及び別表第 1 から第 5 までの規定は平成 28 年 4 月 1 日から、第 33 条第 2 項の規定は同年 6 月 1 日から適用する。

（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 15 条第 1 項ただし書及び第 16 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 15 条第 3 項及び第 16 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務 8 級教職員等」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 1 万円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 1 万円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条第 1 項中「扶養親族（事務 9 級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務 9 級以上教職員等から事務 9 級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「とき（事務 9 級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事務 9 級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」と、(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となったとき（前号に該当する場合を除く。）」と、(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至ったとき（第 1 号に該当する場合を除く。）」と、同条第 2 項中「扶養親族（事務 9 級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務 9 級以上教職員等から事務 9 級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務 9 級以上教職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務 9 級以上教職員等以外の教職員から事務 9 級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務 9 級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族

たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第2号中「場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書並びに第16条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「事務8級教職員等」とあるのは「事務8级以上教職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第2号中「場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定によ

る届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務8級教職員等が事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等」とあるのは「事務8級以上教職員等が事務8級以上教職員等」と、同項第6号中「事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等」とあるのは「事務8級以上教職員等」と、「が事務8級教職員等」とあるのは「が事務8級以上教職員等」とする。

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-16号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-17号）

この規程は、平成29年12月26日から施行する。ただし、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成29年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

附 則（規程第15-18号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年12月20日から施行する。ただし、第30条第2項及び第3項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第24条第2項、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成30年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

附 則（規程第15-20号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-21号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年12月19日から施行する。ただし、第18条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表第1から第5までの規定は平成31年4月1日から、第33条第2項の規定は令和元年6月1日から適用する。

附 則（規程第15-22号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-23号）

この規程は、令和2年11月30日から施行する。

附 則（規程第15-24号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（規程第 15-25 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-26 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に病院長である者については、当該病院長の任期終了の日まで従前の例による。

附 則（規程第 15-27 号）

この規程は、令和 3 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（規程第 15-28 号）

この規程は、令和 4 年 2 月 17 日から施行する。ただし、改正後の附則第 7 項の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（規程第 15-29 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-30 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-31 号）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-32 号）

- 1 この規程は、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 から別表第 5 までの規定は令和 4 年 4 月 1 日から、改正後の第 33 条第 2 項の規定は令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（規程第 15-33 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-34 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-35 号）

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 から別表第 6 までの規定は令和 5 年 4 月 1 日から、改正後の第 30 条第 2 項及び第 3 項並びに第 33 条第 2 項の規定は令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（規程第 15-36 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第6条関係)

事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用短時間勤務教職員以外の教職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,100	210,600	243,900	275,000	299,100	327,200	370,100	415,500	465,700	529,700
	2	165,300	212,300	245,400	276,600	301,200	329,400	372,700	417,900	468,800	532,600
	3	166,500	214,100	246,900	278,200	303,300	331,600	375,200	420,400	471,900	535,800
	4	167,600	215,600	248,300	279,800	305,200	333,600	377,600	422,800	474,900	538,900
	5	168,700	217,100	249,500	281,300	307,000	335,700	379,500	424,800	477,900	542,000
	6	169,800	218,900	251,100	283,000	308,800	337,700	382,000	426,900	481,000	544,400
	7	170,900	220,600	252,600	284,800	310,500	339,600	384,400	429,000	484,000	546,900
	8	172,000	222,400	254,100	286,700	312,100	341,500	386,900	431,300	487,100	549,300
	9	173,000	223,900	255,200	288,400	313,700	343,500	389,300	433,200	489,900	551,700
	10	174,500	225,400	256,600	290,300	315,900	345,500	392,000	435,300	493,000	553,600
	11	175,800	226,900	258,100	292,100	318,100	347,500	394,600	437,400	496,100	555,400
	12	177,100	228,400	259,400	293,900	320,200	349,500	397,200	439,400	499,200	557,300
	13	178,300	229,700	260,700	295,800	322,200	351,400	399,600	441,100	501,900	559,000
	14	179,800	231,100	262,000	297,400	324,200	353,400	401,900	442,900	504,300	560,500
	15	181,400	232,500	263,200	298,800	326,100	355,300	404,100	444,800	506,600	561,800
	16	183,000	233,900	264,400	300,200	328,100	357,200	406,400	446,700	508,900	562,900
	17	184,100	235,300	265,600	301,700	330,000	359,000	408,300	448,600	510,900	564,200
	18	185,500	236,900	266,900	303,800	332,000	361,000	410,200	450,400	512,400	565,200
	19	186,900	238,500	268,200	305,800	333,900	362,800	412,100	452,200	513,900	566,100
	20	188,300	239,900	269,500	307,600	335,900	364,700	413,900	453,900	515,300	567,000
	21	189,700	241,100	271,000	309,300	337,600	366,700	415,800	455,800	516,500	568,000
	22	192,000	242,700	272,500	311,300	339,600	368,600	417,600	457,300	517,900	
	23	194,200	244,200	274,100	313,200	341,600	370,500	419,400	458,700	519,400	
	24	196,400	245,600	275,600	315,000	343,600	372,400	421,200	460,200	521,000	
	25	198,700	246,700	277,200	316,700	345,000	374,300	422,800	461,600	522,100	
	26	200,400	248,200	279,000	318,800	346,900	376,300	424,400	462,900	523,200	
	27	201,900	249,500	280,600	320,800	348,800	378,200	425,900	464,300	524,400	
	28	203,400	250,700	282,200	322,700	350,800	380,100	427,400	465,500	525,600	
	29	204,900	251,800	283,800	324,400	352,400	381,600	428,900	466,500	526,600	
	30	206,400	252,800	285,300	326,500	354,300	383,500	430,200	467,200	527,500	
	31	207,800	253,800	286,900	328,500	356,100	385,300	431,600	468,000	528,500	
	32	209,200	254,700	288,400	330,500	357,900	386,900	432,800	468,700	529,400	
	33	210,600	255,600	289,500	331,700	359,800	388,600	434,000	469,400	530,200	
	34	211,900	256,500	291,100	333,700	361,600	390,000	435,300	470,200	531,100	
	35	213,200	257,300	292,600	335,700	363,300	391,500	436,600	470,900	531,800	
	36	214,600	258,100	294,200	337,700	365,000	392,900	437,800	471,600	532,300	
	37	215,900	258,800	295,600	339,600	366,400	394,300	439,100	472,100	533,000	
	38	217,100	259,900	297,200	341,500	367,800	395,500	439,900	472,700	533,600	
	39	218,300	261,100	298,800	343,500	369,100	396,700	440,700	473,300	534,400	
	40	219,400	262,300	300,400	345,400	370,500	397,700	441,500	473,900	535,000	
	41	220,500	263,500	301,900	347,200	371,600	398,900	442,100	474,400	535,500	
	42	221,700	264,700	303,600	349,100	372,500	400,100	442,800	474,900		
	43	222,700	265,800	305,100	351,000	373,500	401,200	443,500	475,300		
	44	223,700	266,900	306,600	352,800	374,700	402,300	444,200	475,600		
	45	224,600	268,000	308,200	354,300	375,500	403,000	445,000	475,900		
	46	225,500	269,100	309,800	355,700	376,400	403,700	445,800			
	47	226,400	270,300	311,500	357,100	377,300	404,400	446,200			
	48	227,300	271,300	313,000	358,700	378,100	405,100	446,900			
	49	228,200	272,300	313,900	360,200	378,900	405,700	447,500			
	50	229,100	273,300	315,400	361,000	379,700	406,300	447,900			
	51	230,100	274,300	316,900	362,000	380,500	406,900	448,300			
	52	231,000	275,200	318,600	363,000	381,200	407,300	448,700			
53	231,800	276,100	320,200	363,900	381,900	407,700	449,100				

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	54	232,700	277,000	321,800	365,000	382,700	408,000	449,500			
	55	233,600	278,000	323,300	365,900	383,400	408,300	449,900			
	56	234,400	278,900	324,800	367,000	384,100	408,600	450,200			
	57	234,700	279,800	326,300	367,900	384,600	408,900	450,500			
	58	235,500	280,700	327,500	368,600	385,200	409,200	450,900			
	59	236,200	281,600	328,600	369,300	385,800	409,500	451,200			
	60	236,800	282,500	329,700	369,900	386,500	409,800	451,500			
	61	237,400	283,500	330,400	370,300	386,900	410,100	451,800			
	62	238,200	284,500	331,300	370,900	387,600	410,400				
	63	238,800	285,400	332,100	371,600	388,200	410,700				
	64	239,300	286,400	332,900	372,300	388,800	411,000				
	65	239,800	286,900	333,700	372,600	389,200	411,300				
	66	240,300	287,600	334,100	373,300	389,800	411,600				
	67	240,800	288,300	334,800	374,000	390,400	411,900				
	68	241,400	289,200	335,500	374,700	391,100	412,200				
	69	241,900	290,200	336,300	375,000	391,500	412,400				
	70	242,400	291,000	337,000	375,600	392,000	412,700				
	71	242,900	291,800	337,700	376,300	392,500	413,000				
	72	243,400	292,600	338,300	376,900	393,100	413,200				
	73	243,900	293,300	338,800	377,200	393,400	413,400				
	74	244,400	293,800	339,400	377,800	393,800	413,700				
	75	244,800	294,300	339,900	378,500	394,200	414,000				
	76	245,300	294,700	340,500	379,100	394,600	414,200				
	77	245,900	294,900	340,800	379,500	394,900	414,400				
	78	246,400	295,200	341,300	380,000	395,200	414,700				
	79	246,900	295,400	341,700	380,600	395,500	415,100				
	80	247,400	295,700	342,100	381,100	395,700	415,300				
	81	247,800	295,900	342,600	381,600	395,900	415,500				
	82	248,300	296,100	343,100	382,200	396,200	415,800				
	83	248,700	296,400	343,600	382,800	396,500	416,100				
	84	249,100	296,600	344,100	383,100	396,700	416,300				
	85	249,500	296,900	344,400	383,500	396,900	416,500				
	86	249,900	297,200	344,800	384,000	397,200					
	87	250,300	297,500	345,300	384,400	397,500					
	88	250,700	297,800	345,700	384,800	397,700					
	89	251,100	298,100	346,000	385,200	397,900					
	90	251,600	298,500	346,400	385,700	398,200					
	91	251,900	298,800	346,900	386,100	398,500					
	92	252,200	299,200	347,300	386,500	398,800					
	93	252,500	299,400	347,500	386,800	399,000					
	94		299,600	347,900	387,300						
	95		299,900	348,400	387,700						
	96		300,300	348,800	388,100						
	97		300,500	349,000	388,400						
	98		300,800	349,400	388,900						
	99		301,200	349,800	389,300						
	100		301,600	350,100	389,700						
	101		301,800	350,500	390,000						
	102		302,200	350,900							
	103		302,600	351,300							
	104		302,900	351,700							
	105		303,100	352,200							
	106		303,400	352,600							
	107		303,800	353,000							
	108		304,100	353,400							
	109		304,300	353,900							

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	110		304,700	354,300							
	111		305,100	354,600							
	112		305,400	354,900							
	113		305,600	355,400							
	114		305,800								
	115		306,100								
	116		306,500								
	117		306,700								
	118		306,900								
	119		307,200								
	120		307,500								
	121		307,900								
	122		308,100								
	123		308,400								
	124		308,700								
	125		309,000								
定年前再雇用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		191,100	218,900	259,400	279,000	294,400	320,200	362,500	396,100	447,900	529,400

別表第2(第6条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用短時間勤務教職員以外の教職員		円	円	円	円
	1	236,000	294,400	339,800	415,400
	2	238,400	297,000	342,800	417,700
	3	240,600	299,400	345,800	419,800
	4	242,600	301,700	348,800	421,900
	5	244,700	304,100	351,800	423,900
	6	246,500	306,400	354,200	426,300
	7	248,200	308,500	356,700	428,500
	8	250,000	310,800	359,200	430,800
	9	252,100	313,100	361,700	432,600
	10	254,500	315,500	364,300	435,100
	11	256,800	317,900	367,000	437,300
	12	258,800	320,400	369,800	439,600
	13	260,900	322,700	372,400	441,000
	14	263,400	324,700	374,100	443,200
	15	265,700	326,800	376,400	445,400
	16	268,000	328,500	378,600	447,800
	17	270,000	330,500	380,300	449,900
	18	272,800	332,300	382,300	452,200
	19	275,600	334,100	384,400	454,400
	20	278,400	335,900	386,200	456,800
	21	281,100	337,300	388,000	458,800
	22	283,700	339,700	389,500	461,100
	23	286,300	341,800	390,800	463,600
	24	288,700	344,100	392,000	465,900
	25	291,100	345,900	393,100	467,900
	26	293,600	347,800	394,800	470,000
	27	296,100	349,900	396,500	472,200
	28	298,600	352,100	398,200	474,300
	29	301,000	354,000	400,000	476,300
	30	303,400	355,900	401,600	478,600
	31	305,600	357,700	403,000	480,900
	32	307,800	359,500	404,300	482,800
	33	310,000	361,400	405,900	484,700
	34	312,300	363,000	407,600	486,800
	35	314,800	364,500	409,100	489,100
	36	317,000	365,900	410,800	491,100
	37	319,400	367,400	411,900	493,200
	38	320,700	369,400	413,400	495,200
	39	322,300	371,300	415,000	497,200
	40	323,700	373,000	416,200	499,100
	41	325,100	374,800	417,100	501,100
	42	325,500	376,600	418,700	503,000
	43	325,900	378,200	420,200	504,800
	44	326,400	379,600	421,800	506,700
45	327,000	381,300	423,200	508,600	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	46	327,500	383,100	424,700	510,400
	47	328,300	384,600	426,100	512,300
	48	329,100	386,100	427,600	514,100
	49	329,700	387,600	428,900	515,800
	50	330,400	389,200	430,100	517,500
	51	331,100	390,800	431,500	519,300
	52	331,800	392,400	432,700	521,300
	53	332,800	393,500	433,400	522,800
	54	333,500	395,000	434,300	524,400
	55	333,900	396,400	435,200	526,100
	56	334,600	398,000	436,100	527,800
	57	335,000	399,400	436,900	529,400
	58	335,700	400,800	437,800	530,700
	59	336,400	402,100	438,700	532,000
	60	337,000	403,400	439,600	533,200
	61	337,700	404,600	440,300	534,400
	62	338,600	406,000	441,200	535,400
	63	339,500	407,500	442,200	536,500
	64	340,300	408,900	443,100	537,500
	65	341,000	409,900	444,000	538,100
	66	342,000	411,000	444,900	539,000
	67	342,800	412,000	445,900	539,900
	68	343,800	413,100	446,800	540,800
	69	344,400	414,000	447,900	541,700
	70	345,300	414,800	448,900	542,500
	71	346,200	415,700	449,800	543,200
	72	347,100	416,400	450,800	543,800
	73	347,400	417,100	451,800	544,500
	74	348,400	418,000	452,700	545,000
	75	349,400	418,800	453,600	545,800
	76	350,500	419,500	454,600	546,400
	77	351,500	420,100	455,500	546,900
	78	352,400	420,600	456,000	547,500
	79	353,300	421,000	456,700	548,100
	80	354,200	421,400	457,300	548,700
	81	355,100	421,700	458,100	549,300
	82	356,000	422,100	458,800	
	83	356,900	422,400	459,100	
	84	357,800	422,800	459,700	
	85	358,400	423,200	460,100	
	86	359,100	423,600	460,500	
	87	359,700	424,000	460,900	
	88	360,300	424,400	461,200	
	89	360,800	424,700	461,500	
	90	361,200	425,100	461,900	
	91	361,600	425,500	462,300	
	92	362,000	425,800	462,600	
	93	362,400	426,100	462,900	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	94	362,800	426,500	463,400	
	95	363,300	426,800	463,700	
	96	363,700	427,100	464,000	
	97	364,300	427,400	464,300	
	98	364,800	427,800	464,700	
	99	365,200	428,100	465,000	
	100	365,700	428,400	465,300	
	101	366,100	428,700	465,600	
	102	366,700	429,100		
	103	367,000	429,400		
	104	367,400	429,700		
	105	367,900	430,000		
	106	368,300			
	107	368,800			
	108	369,300			
	109	369,700			
	110	370,200			
	111	370,700			
	112	371,100			
	113	371,500			
	114	371,900			
	115	372,400			
	116	372,800			
	117	373,200			
	118	373,600			
	119	374,100			
	120	374,500			
	121	374,900			
	122	375,300			
	123	375,800			
	124	376,100			
	125	376,500			
	126	377,000			
	127	377,500			
	128	377,900			
	129	378,300			
定年前再雇用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		287,400	298,500	320,800	406,000

別表第3(第6条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用短時間勤務教職員以外の教職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,300	205,300	239,100	262,100	291,000	334,600	378,100
	2	170,700	207,000	240,400	263,200	292,800	336,600	380,700
	3	172,100	208,500	241,700	264,400	294,900	338,500	383,400
	4	173,600	209,900	242,900	265,500	296,800	340,400	386,000
	5	174,900	211,400	244,100	266,700	298,600	342,200	388,300
	6	176,700	212,600	245,300	267,900	300,600	344,300	391,100
	7	178,400	213,900	246,500	269,000	302,500	346,300	393,700
	8	180,000	215,100	247,600	270,100	304,400	348,300	396,400
	9	181,700	216,500	248,500	271,200	306,200	350,100	398,500
	10	183,400	218,000	249,600	271,900	307,800	352,300	400,800
	11	185,000	219,500	250,900	272,600	309,300	354,300	403,000
	12	186,900	221,000	252,000	273,400	311,000	356,300	405,200
	13	188,300	222,500	253,300	274,400	312,700	357,800	407,300
	14	190,200	224,000	254,600	275,400	314,600	359,900	409,300
	15	192,200	225,500	255,800	276,400	316,600	361,800	411,300
	16	194,000	227,000	257,000	277,500	318,500	363,800	413,300
	17	195,900	228,300	257,800	278,800	320,300	365,600	415,200
	18	197,100	229,700	259,000	280,300	322,200	367,700	417,100
	19	198,700	231,100	260,100	281,900	324,100	369,700	419,000
	20	200,100	232,400	261,200	283,500	325,900	371,600	420,800
	21	201,300	233,500	262,500	285,000	327,800	373,300	422,600
	22	202,800	234,600	263,300	286,700	329,700	375,400	424,300
	23	204,200	235,700	264,100	288,300	331,500	377,400	425,900
	24	205,600	236,800	264,900	289,900	333,400	379,400	427,400
	25	207,200	238,000	265,800	291,500	335,200	380,800	428,900
	26	208,200	239,200	266,800	293,000	337,100	382,700	430,200
	27	209,300	240,400	267,800	294,600	339,000	384,500	431,600
	28	210,400	241,500	268,800	296,200	340,800	386,200	432,900
	29	211,600	242,500	270,100	297,500	342,100	387,900	434,200
	30	212,700	243,800	271,600	299,000	344,000	389,400	435,400
	31	213,900	245,200	273,100	300,500	345,700	391,000	436,600
	32	215,000	246,500	274,400	302,000	347,500	392,500	437,700
	33	216,400	247,500	275,600	303,600	349,200	393,800	438,900
	34	217,700	248,800	277,200	305,200	351,100	395,100	440,200
	35	219,000	249,700	278,800	306,800	352,900	396,400	441,400
	36	220,200	250,900	280,300	308,400	354,700	397,500	442,600
	37	221,200	252,100	281,600	309,700	356,300	398,600	443,900
	38	222,300	253,200	283,000	311,400	358,000	399,800	444,700
	39	223,300	254,300	284,300	312,900	359,700	400,900	445,100
	40	224,300	255,300	285,600	314,400	361,300	402,000	445,800
41	225,200	256,200	286,800	316,000	362,500	402,800	446,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	42	226,000	257,000	288,200	317,600	363,600	403,600	446,700
	43	226,800	257,800	289,600	319,300	364,800	404,400	447,200
	44	227,700	258,600	290,900	320,800	366,000	405,200	447,600
	45	228,600	259,400	292,200	321,700	367,100	405,600	448,000
	46	229,500	260,600	293,800	323,100	367,900	406,200	448,400
	47	230,500	261,900	295,400	324,600	368,900	406,700	448,800
	48	231,400	263,000	296,800	326,300	370,000	407,200	449,100
	49	232,100	264,300	298,000	327,700	371,000	407,600	449,400
	50	233,000	265,600	299,500	329,000	372,000	407,900	449,800
	51	233,900	266,700	300,800	330,200	373,000	408,200	450,100
	52	234,700	267,700	302,400	331,400	373,900	408,500	450,400
	53	235,000	268,700	303,700	332,400	374,800	408,800	450,700
	54	235,800	269,800	305,100	333,400	375,600	409,100	451,100
	55	236,400	271,000	306,500	334,500	376,500	409,400	451,400
	56	237,100	272,100	307,800	335,400	377,300	409,700	451,700
	57	237,800	272,800	308,800	335,900	377,800	410,000	452,000
	58	238,400	273,900	310,000	336,800	378,600	410,300	452,400
	59	238,900	275,000	311,300	337,600	379,400	410,600	452,700
	60	239,400	275,900	312,700	338,500	380,200	411,000	453,000
	61	240,000	276,700	314,000	339,200	380,600	411,200	453,300
	62	240,500	277,700	315,200	339,500	381,300	411,500	
	63	241,000	278,700	316,400	340,000	382,000	411,800	
	64	241,600	279,600	317,600	340,600	382,700	412,100	
	65	242,100	280,400	319,000	341,200	383,100	412,300	
	66	242,600	281,400	319,800	341,900	383,700	412,600	
	67	243,200	282,300	320,500	342,700	384,400	412,900	
	68	243,700	283,200	321,200	343,300	385,000	413,200	
	69	244,200	284,100	321,800	344,000	385,400	413,400	
	70	244,700	285,100	322,500	344,500	385,900		
	71	245,100	286,300	323,200	345,100	386,400		
	72	245,600	287,300	323,800	345,700	386,900		
	73	246,200	287,900	324,400	346,000	387,500		
	74	246,700	288,400	324,600	346,600	388,000		
	75	247,200	288,900	325,100	347,100	388,600		
	76	247,700	289,700	325,600	347,600	389,200		
	77	248,000	290,500	326,300	348,100	389,700		
	78	248,300	291,100	326,800	348,600	390,200		
	79	248,600	291,700	327,300	349,100	390,800		
	80	248,800	292,200	327,700	349,500	391,300		
	81	249,000	292,700	328,300	349,800	391,600		
	82	249,300	293,200	328,800	350,100	392,100		
	83	249,600	293,600	329,200	350,600	392,500		
	84	249,800	293,900	329,700	350,900	392,900		
	85	250,000	294,200	330,200	351,400	393,300		
	86		294,400	330,600	351,700	393,800		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	87		294,600	330,800	352,000	394,200		
	88		294,800	331,100	352,300	394,600		
	89		295,200	331,500	352,700	395,000		
	90		295,400	331,900	353,000	395,500		
	91		295,600	332,300	353,400	395,900		
	92		295,800	332,700	353,700	396,300		
	93		296,200	333,000	354,100	396,700		
	94		296,400	333,200	354,400	397,200		
	95		296,600	333,600	354,700	397,600		
	96		296,900	333,900	355,000	398,000		
	97		297,200	334,100	355,300	398,400		
	98		297,400	334,500	355,700			
	99		297,600	334,800	356,100			
	100		297,900	335,100	356,500			
	101		298,200	335,300	357,000			
	102		298,400	335,600	357,400			
	103		298,600	336,000	357,800			
	104		298,900	336,200	358,200			
	105		299,200	336,400	358,800			
	106			336,600				
	107			337,000				
	108			337,200				
	109			337,400				
	110			337,800				
	111			338,200				
	112			338,600				
	113			338,800				
定年前再雇用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,100	219,000	247,600	261,100	286,600	328,000	370,800

別表第4(第6条関係)

看護職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用短時間勤務教職員以外の教職員		円	円	円	円	円	円
	1	185,800	213,700	256,800	275,800	297,500	337,000
	2	187,200	215,600	258,200	276,700	299,000	339,000
	3	188,700	217,600	259,700	277,500	300,600	341,000
	4	190,200	219,500	261,100	278,400	302,300	343,100
	5	191,700	221,600	262,400	278,900	303,600	345,100
	6	193,200	223,400	263,200	279,800	305,300	347,200
	7	194,700	225,200	264,000	280,500	306,900	349,200
	8	196,200	226,900	264,700	281,400	308,500	351,300
	9	197,500	228,600	265,400	282,300	310,200	352,800
	10	199,200	230,100	266,100	282,900	311,600	354,800
	11	200,800	231,400	266,900	283,800	312,800	356,700
	12	202,300	232,300	267,600	284,700	314,100	358,800
	13	203,700	233,700	268,400	285,600	315,300	360,700
	14	205,800	234,700	269,300	286,600	316,900	362,700
	15	207,900	235,700	270,200	287,500	318,600	364,700
	16	209,900	236,600	271,100	288,400	320,200	366,800
	17	211,900	237,800	271,600	289,400	321,700	368,700
	18	214,000	239,200	272,400	290,400	323,200	370,700
	19	216,100	240,600	273,200	291,400	324,700	372,800
	20	218,100	241,700	274,000	292,500	326,100	374,900
	21	220,000	242,800	274,700	293,800	327,600	376,600
	22	221,800	244,400	275,400	295,300	329,000	378,700
	23	223,500	246,200	276,100	296,500	330,500	380,800
	24	225,200	247,600	276,900	297,700	331,900	382,900
	25	226,500	248,800	277,700	298,800	333,300	384,800
	26	227,800	250,100	278,500	300,200	334,800	386,400
	27	228,900	251,500	279,300	301,600	336,200	388,200
	28	230,000	252,800	280,100	303,100	337,600	390,000
	29	231,100	254,300	281,100	304,100	338,700	391,800
	30	231,900	255,300	282,200	305,400	340,200	393,500
	31	232,700	256,100	283,600	306,700	341,600	395,400
	32	233,400	256,800	284,800	307,900	343,200	397,100
	33	234,500	257,600	286,100	309,100	344,700	398,900
	34	235,700	258,500	287,400	310,600	346,200	400,600
	35	236,800	259,400	288,500	312,000	347,700	402,400
	36	237,900	260,100	289,700	313,400	349,200	404,100
	37	238,900	260,800	291,100	314,700	350,900	405,700
	38	240,200	261,700	292,200	316,000	352,500	407,500
	39	241,500	262,700	293,300	317,400	354,000	409,300
	40	242,700	263,600	294,400	318,900	355,500	411,100
41	243,500	264,000	295,400	320,400	356,700	412,600	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	42	244,500	264,800	296,600	321,800	358,200	414,100
	43	245,500	265,600	297,800	323,200	359,800	415,700
	44	246,600	266,300	299,000	324,500	361,200	417,000
	45	247,600	267,000	300,100	325,300	362,600	418,100
	46	248,600	267,700	301,400	326,800	363,600	419,200
	47	249,500	268,400	302,800	328,200	365,000	420,300
	48	250,300	269,100	304,000	329,700	366,300	421,500
	49	251,100	269,800	305,100	330,800	367,700	422,800
	50	252,000	270,700	306,300	332,100	369,100	424,000
	51	252,900	271,400	307,500	333,400	370,400	425,200
	52	253,800	272,300	308,800	334,800	371,700	426,300
	53	254,400	273,200	310,300	336,100	373,200	427,500
	54	255,300	274,300	311,600	337,400	374,400	428,500
	55	256,200	275,400	312,900	338,700	375,600	429,600
	56	257,000	276,600	314,100	340,000	376,800	430,700
	57	257,700	277,800	314,900	340,900	377,900	431,900
	58	258,600	279,300	316,100	342,200	378,800	432,400
	59	259,200	280,600	317,300	343,500	379,800	433,000
	60	260,000	281,900	318,800	344,800	380,700	433,400
	61	260,700	283,100	319,900	345,800	381,300	434,000
	62	261,400	284,300	321,200	346,700	382,100	434,500
	63	262,200	285,400	322,400	347,800	383,000	434,900
	64	262,900	286,600	323,600	349,000	383,800	435,400
	65	263,500	287,600	324,800	350,100	384,500	435,900
	66	264,200	288,800	326,100	351,400	385,200	436,300
	67	264,800	290,000	327,400	352,600	386,000	436,600
	68	265,400	291,000	328,600	353,600	386,700	436,900
	69	266,000	292,000	329,300	354,600	387,300	437,300
	70	266,600	293,400	330,400	355,600	387,900	
	71	267,400	294,800	331,500	356,700	388,600	
	72	268,200	296,000	332,400	357,800	389,200	
	73	269,400	297,000	333,500	358,700	389,900	
	74	270,600	298,300	334,200	359,800	390,400	
	75	271,600	299,500	335,400	360,900	391,100	
	76	272,600	300,700	336,500	361,900	391,600	
	77	273,500	302,000	337,600	362,600	392,000	
	78	274,400	303,300	338,800	363,400	392,600	
	79	275,300	304,500	339,900	364,200	393,100	
	80	276,200	305,700	341,000	364,900	393,400	
	81	277,000	306,200	342,100	365,500	393,700	
	82	278,000	307,400	343,300	366,000	394,200	
	83	278,900	308,500	344,300	366,700	394,600	
	84	279,500	309,600	345,400	367,200	394,900	
	85	280,200	310,800	346,300	367,800	395,200	
	86	280,900	312,000	347,300	368,300	395,700	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	87	281,600	313,200	348,200	368,900	396,200	
	88	282,300	314,300	349,200	369,400	396,600	
	89	283,100	315,400	350,100	369,800	396,900	
	90	283,900	316,600	351,000	370,200	397,300	
	91	284,700	317,800	351,800	370,800	397,800	
	92	285,500	319,000	352,600	371,300	398,200	
	93	286,400	319,800	353,200	371,600	398,600	
	94	287,400	320,500	353,800	372,100	399,100	
	95	288,300	321,200	354,500	372,500	399,600	
	96	289,200	321,800	355,100	372,800	400,000	
	97	289,800	322,300	355,500	373,400	400,400	
	98	290,400	322,600	355,900	373,900	400,800	
	99	291,000	323,200	356,400	374,400	401,300	
	100	291,900	323,800	356,800	375,000	401,700	
	101	292,700	324,200	357,300	375,600	402,100	
	102	293,500	324,800	357,700	376,100		
	103	294,400	325,400	358,200	376,600		
	104	295,200	325,900	358,700	377,000		
	105	295,800	326,400	359,000	377,600		
	106	296,300	326,900	359,500	378,100		
	107	296,800	327,400	359,900	378,600		
	108	297,200	327,900	360,200	379,100		
	109	297,400	328,300	360,700	379,700		
	110	297,700	328,700	361,200	380,100		
	111	297,900	329,000	361,700	380,600		
	112	298,200	329,300	362,200	381,100		
	113	298,500	329,600	362,700	381,700		
	114	298,700	330,000	363,200			
	115	299,000	330,400	363,700			
	116	299,200	330,700	364,100			
	117	299,500	330,900	364,500			
	118	299,800	331,200	364,900			
	119	300,100	331,600	365,400			
	120	300,400	331,800	365,900			
	121	300,700	332,000	366,300			
	122	301,100	332,300	366,900			
	123	301,400	332,600	367,400			
	124	301,800	332,900	367,900			
	125	302,000	333,100	368,200			
	126	302,300	333,400				
	127	302,600	333,800				
	128	303,000	334,000				
	129	303,200	334,200				
	130	303,500	334,500				
	131	303,900	334,900				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	132	304,300	335,100				
	133	304,500	335,400				
	134	304,800	335,800				
	135	305,200	336,200				
	136	305,500	336,600				
	137	305,700	336,900				
	138	306,000	337,300				
	139	306,400	337,700				
	140	306,700	338,100				
	141	306,900	338,400				
	142	307,300	338,800				
	143	307,700	339,100				
	144	308,000	339,500				
	145	308,200	339,800				
	146	308,400	340,200				
	147	308,700	340,600				
	148	309,100	341,000				
	149	309,300	341,300				
	150	309,500	341,700				
	151	309,800	342,100				
	152	310,200	342,600				
	153	310,600	342,900				
	154	310,800					
	155	311,000					
	156	311,300					
	157	311,600					
	158	311,900					
	159	312,200					
	160	312,500					
	161	312,900					
	162	313,200					
	163	313,500					
	164	313,800					
	165	314,200					
	166	314,500					
	167	314,800					
	168	315,100					
	169	315,500					
定年前再雇用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,100	259,600	266,900	277,200	293,700	331,400

別表第5(第6条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用短時間勤務教職員以外の教職員		円	円	円	円	円
	1	137,900	189,800	211,100	257,300	284,500
	2	138,900	191,100	212,300	258,500	286,400
	3	139,900	192,500	213,700	259,500	288,100
	4	140,800	193,700	215,000	260,600	289,800
	5	141,800	194,700	216,300	261,500	291,500
	6	142,800	196,200	217,700	262,600	293,000
	7	143,800	197,600	219,200	263,700	294,300
	8	144,800	198,900	220,600	264,600	295,500
	9	145,600	200,300	221,900	265,500	297,000
	10	146,600	201,300	223,500	266,200	298,800
	11	147,700	202,700	225,100	267,100	300,500
	12	148,800	203,700	226,500	268,000	302,400
	13	149,600	204,900	227,700	269,000	303,800
	14	150,600	206,000	229,200	270,100	305,500
	15	151,700	207,100	230,700	271,000	307,100
	16	152,700	208,200	232,000	271,900	308,600
	17	153,800	209,100	232,900	272,800	310,200
	18	155,200	210,300	233,600	273,900	311,800
	19	156,400	211,300	234,500	274,900	313,400
	20	157,700	212,300	235,500	275,700	315,100
	21	158,800	213,200	236,200	276,600	316,100
	22	160,000	214,300	237,700	277,500	317,500
	23	161,200	215,400	239,000	278,500	319,000
	24	162,400	216,400	240,000	279,400	320,500
	25	163,600	217,300	241,300	280,000	321,600
	26	165,100	218,200	242,500	280,800	323,100
	27	166,600	218,900	243,800	281,700	324,500
	28	168,100	219,800	245,100	282,600	325,900
	29	169,500	220,700	245,900	283,500	327,600
	30	170,900	221,900	247,100	284,600	328,800
	31	172,500	222,900	248,300	285,600	330,100
	32	174,000	223,700	249,400	286,700	331,300
	33	175,300	224,300	250,500	287,400	332,400
	34	177,000	225,300	251,500	288,300	333,300
	35	178,700	226,400	252,600	289,200	334,500
	36	180,500	227,500	253,600	290,300	335,600
	37	182,200	228,000	254,800	290,900	336,700
	38	183,600	229,100	255,700	291,800	337,800
	39	185,300	230,300	256,700	292,700	338,800
	40	186,800	231,300	257,700	293,600	339,800
	41	188,200	232,100	258,700	294,300	340,800
	42	189,600	233,100	259,900	295,300	341,800
	43	190,900	234,100	260,800	296,300	342,900
	44	192,300	235,000	262,100	297,200	343,900
	45	193,800	235,900	262,900	297,900	344,800
	46	195,200	236,800	263,900	298,800	345,800
47	196,600	237,700	265,000	299,700	346,800	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	48	198,000	238,400	265,900	300,600	347,800
	49	199,300	239,300	267,000	301,300	348,700
	50	200,400	240,300	268,000	301,900	349,600
	51	201,500	241,300	269,100	302,700	350,600
	52	202,800	242,300	269,800	303,500	351,400
	53	203,900	243,300	270,600	304,100	352,200
	54	205,000	244,300	271,400	304,900	353,000
	55	205,900	245,000	272,400	305,600	353,800
	56	207,000	245,700	273,400	306,300	354,500
	57	208,100	246,600	274,200	307,000	355,200
	58	208,900	247,500	275,200	307,700	356,000
	59	210,000	248,400	276,300	308,500	356,800
	60	211,000	249,100	277,300	309,200	357,500
	61	212,100	249,900	278,400	309,800	358,200
	62	213,000	250,700	279,500	310,600	359,000
	63	213,900	251,600	280,300	311,300	359,700
	64	214,800	252,300	281,400	312,000	360,400
	65	215,500	253,100	282,200	312,500	361,000
	66	216,300	253,800	283,000	313,000	361,500
	67	217,000	254,500	283,800	313,600	362,000
	68	217,600	255,000	284,600	314,200	362,500
	69	218,100	255,700	285,200	314,800	362,900
	70	218,500	256,300	286,100	315,200	363,400
	71	218,800	256,700	286,900	315,700	363,900
	72	219,100	257,100	287,600	316,200	364,400
	73	219,300	257,300	288,400	316,500	364,800
	74	219,700	257,700	289,100	317,000	365,300
	75	220,100	258,200	289,900	317,500	365,800
	76	220,700	258,700	290,700	317,900	366,300
	77	220,900	259,000	291,300	318,100	366,800
	78	221,400	259,400	291,800	318,500	367,300
	79	221,900	259,900	292,300	318,800	367,800
	80	222,300	260,400	292,700	319,100	368,300
	81	222,800	260,700	293,100	319,400	368,700
	82	223,100	261,000	293,500	319,700	369,200
	83	223,400	261,300	294,100	320,000	369,700
	84	223,800	261,600	294,600	320,300	370,200
	85	224,300	261,900	295,000	320,500	370,600
	86	224,700	262,100	295,600	320,900	371,100
	87	225,100	262,400	296,200	321,200	371,600
	88	225,800	262,700	296,800	321,400	372,100
	89	226,200	262,900	297,100	321,600	372,500
	90	226,700	263,100	297,600	321,900	373,000
	91	227,200	263,500	298,100	322,200	373,500
	92	227,600	263,700	298,500	322,500	374,000
	93	227,900	264,000	298,900	322,700	374,400
	94	228,300	264,400	299,400	323,000	375,000
	95	228,700	264,700	299,900	323,300	375,500
	96	229,000	265,000	300,400	323,500	376,000
	97	229,300	265,200	300,700	323,700	376,400
	98	229,800	265,500	301,100	324,000	376,900
	99	230,200	265,700	301,600	324,300	377,400
	100	230,600	266,000	302,200	324,500	377,900
	101	231,000	266,300	302,600	324,700	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	102	231,400	266,500	303,000	325,000	
	103	231,800	266,800	303,300	325,300	
	104	232,200	267,100	303,600	325,500	
	105	232,600	267,300	303,900	325,700	
	106	233,100	267,500	304,300	326,000	
	107	233,400	267,800	304,700	326,400	
	108	233,800	268,000	305,100	326,600	
	109	234,000	268,300	305,400	326,800	
	110	234,400	268,600	305,800	327,100	
	111	234,900	268,900	306,200	327,400	
	112	235,300	269,100	306,500	327,600	
	113	235,500	269,300	306,700	327,800	
	114	236,000	269,600	307,000	328,100	
	115	236,500	269,800	307,300	328,400	
	116	237,000	270,100	307,500	328,600	
	117	237,300	270,400	307,700	328,800	
	118	237,800	270,700	308,000	329,100	
	119	238,200	271,000	308,300	329,400	
	120	238,600	271,300	308,500	329,600	
	121	239,000	271,500	308,700	329,800	
	122		271,700	309,000	330,100	
	123		272,000	309,300	330,400	
	124		272,300	309,500	330,600	
	125		272,500	309,700	330,800	
	126		272,700	310,000	331,100	
	127		273,000	310,400	331,400	
	128		273,300	310,600	331,600	
	129		273,500	310,800	331,800	
	130		273,700	311,100	332,100	
	131		274,000	311,400	332,400	
	132		274,300	311,600	332,600	
	133		274,500	311,800	332,800	
	134		274,700		333,100	
	135		275,000		333,400	
	136		275,300		333,600	
	137		275,500		333,800	
	138				334,100	
	139				334,500	
	140				334,700	
	141				334,900	
定年前再雇用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		197,000	208,300	227,000	248,100	279,200

別表第6(第6条関係)

指定職給料表

号 級	給料月額
	円
1	717,000
2	773,000
3	830,000
4	909,000
5	980,000
6	1,051,000
7	1,124,000
8	1,193,000

別表第7 級別標準職務表（第6条第3項関係）

1 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 1又は2の職務に相当する職務
4級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を処理する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務
8級	1 次長の職務 2 1の職務に相当する職務
9級	1 局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務
10級	1 困難な業務を処理する局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務

2 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教又は助手の職務
2級	1 大学の講師の職務 2 高度の専門的知識又は特殊の技術若しくは経験を必要とする業務を行う大学の助教又は助手の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

3 医療職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	1 栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 3 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員の職務 4 臨床工学技士の職務 5 理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員又は視能訓練士その他の視能技術職員の職務 6 歯科衛生士、歯科技工士（以下「歯科衛生士等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員又は歯科衛生士等の職務
3級	1 主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を所掌する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務

4 看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	1 病院の看護師長、副看護師長又は主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 病院の看護師長（課長補佐相当職）又は困難な業務を処理する看護師長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 病院の総括看護師長又は困難な業務を処理する看護師長（課長補佐相当職）の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 病院の副看護部長の職務 2 1の職務に相当する職務